

平成28年2月15日 公表

平成28年1月4日に公表した入札説明書等に追加修正がありましたので、修正点を以下に示します。

■入札説明書

No.	頁	項目	修正前	修正後																																																										
1	5	第2 2	<p>2 事業スケジュール</p> <table border="1"> <tr> <td>基本協定の締結</td> <td>平成28年6月</td> </tr> <tr> <td>特定事業仮契約の締結</td> <td>平成28年7月</td> </tr> <tr> <td>特定事業契約に係る議会議決(本契約の締結)</td> <td>平成28年10月</td> </tr> <tr> <td>施設の設計・建設</td> <td>平成28年10月～平成34年2月</td> </tr> <tr> <td> I・II期設計期間</td> <td>平成28年10月～I期建設工事着工日前日※</td> </tr> <tr> <td> I期建設期間</td> <td>平成29年4月～平成31年2月</td> </tr> <tr> <td> I期所有権移転</td> <td>平成31年2月末日</td> </tr> <tr> <td> II期建設期間</td> <td>平成32年4月～平成34年2月</td> </tr> <tr> <td> II期所有権移転</td> <td>平成34年2月末日</td> </tr> <tr> <td>施設の維持管理・運営</td> <td>平成31年3月～平成49年3月</td> </tr> <tr> <td> I期維持管理開始日</td> <td>平成31年3月</td> </tr> <tr> <td> I期供用開始日(前期課程開講日)</td> <td>平成31年4月</td> </tr> <tr> <td> II期維持管理業務開始日</td> <td>平成34年3月</td> </tr> <tr> <td> II期供用開始日(後期課程開講日)</td> <td>平成34年4月</td> </tr> </table> <p>※ I期建設工事業務における解体・撤去及び建設工事業務のうち、解体・撤去工事を除く建設工事の着工日の前日。</p>	基本協定の締結	平成28年6月	特定事業仮契約の締結	平成28年7月	特定事業契約に係る議会議決(本契約の締結)	平成28年10月	施設の設計・建設	平成28年10月～平成34年2月	I・II期設計期間	平成28年10月～I期建設工事着工日前日※	I期建設期間	平成29年4月～平成31年2月	I期所有権移転	平成31年2月末日	II期建設期間	平成32年4月～平成34年2月	II期所有権移転	平成34年2月末日	施設の維持管理・運営	平成31年3月～平成49年3月	I期維持管理開始日	平成31年3月	I期供用開始日(前期課程開講日)	平成31年4月	II期維持管理業務開始日	平成34年3月	II期供用開始日(後期課程開講日)	平成34年4月	<p>2 事業スケジュール</p> <table border="1"> <tr> <td>基本協定の締結</td> <td>平成28年6月</td> </tr> <tr> <td>特定事業仮契約の締結</td> <td>平成28年7月</td> </tr> <tr> <td>特定事業契約に係る議会議決(本契約の締結)</td> <td>平成28年10月</td> </tr> <tr> <td>施設の設計・建設</td> <td>平成28年10月～平成34年2月</td> </tr> <tr> <td> I期(削除)設計期間</td> <td>平成28年10月～I期建設工事着工日前日※1</td> </tr> <tr> <td> I期建設期間</td> <td>平成29年4月～平成31年2月</td> </tr> <tr> <td> I期所有権移転</td> <td>平成31年2月末日</td> </tr> <tr> <td> II期設計期間</td> <td>平成28年10月～II期建設工事着工日前日※2</td> </tr> <tr> <td> II期建設期間</td> <td>平成32年4月～平成34年2月</td> </tr> <tr> <td> II期所有権移転</td> <td>平成34年2月末日</td> </tr> <tr> <td>施設の維持管理・運営</td> <td>平成31年3月～平成49年3月</td> </tr> <tr> <td> I期維持管理開始日</td> <td>平成31年3月</td> </tr> <tr> <td> I期供用開始日(前期課程開講日)</td> <td>平成31年4月</td> </tr> <tr> <td> II期維持管理業務開始日</td> <td>平成34年3月</td> </tr> <tr> <td> II期供用開始日(後期課程開講日)</td> <td>平成34年4月</td> </tr> </table> <p>※1: I期建設工事業務における解体・撤去及び建設工事業務のうち、解体・撤去工事を除く建設工事の着工日の前日。 ※2: II期建設工事業務における解体・撤去及び建設工事業務のうち、解体・撤去工事を除く建設工事の着工日の前日。</p>	基本協定の締結	平成28年6月	特定事業仮契約の締結	平成28年7月	特定事業契約に係る議会議決(本契約の締結)	平成28年10月	施設の設計・建設	平成28年10月～平成34年2月	I期(削除)設計期間	平成28年10月～I期建設工事着工日前日※1	I期建設期間	平成29年4月～平成31年2月	I期所有権移転	平成31年2月末日	II期設計期間	平成28年10月～II期建設工事着工日前日※2	II期建設期間	平成32年4月～平成34年2月	II期所有権移転	平成34年2月末日	施設の維持管理・運営	平成31年3月～平成49年3月	I期維持管理開始日	平成31年3月	I期供用開始日(前期課程開講日)	平成31年4月	II期維持管理業務開始日	平成34年3月	II期供用開始日(後期課程開講日)	平成34年4月
基本協定の締結	平成28年6月																																																													
特定事業仮契約の締結	平成28年7月																																																													
特定事業契約に係る議会議決(本契約の締結)	平成28年10月																																																													
施設の設計・建設	平成28年10月～平成34年2月																																																													
I・II期設計期間	平成28年10月～I期建設工事着工日前日※																																																													
I期建設期間	平成29年4月～平成31年2月																																																													
I期所有権移転	平成31年2月末日																																																													
II期建設期間	平成32年4月～平成34年2月																																																													
II期所有権移転	平成34年2月末日																																																													
施設の維持管理・運営	平成31年3月～平成49年3月																																																													
I期維持管理開始日	平成31年3月																																																													
I期供用開始日(前期課程開講日)	平成31年4月																																																													
II期維持管理業務開始日	平成34年3月																																																													
II期供用開始日(後期課程開講日)	平成34年4月																																																													
基本協定の締結	平成28年6月																																																													
特定事業仮契約の締結	平成28年7月																																																													
特定事業契約に係る議会議決(本契約の締結)	平成28年10月																																																													
施設の設計・建設	平成28年10月～平成34年2月																																																													
I期(削除)設計期間	平成28年10月～I期建設工事着工日前日※1																																																													
I期建設期間	平成29年4月～平成31年2月																																																													
I期所有権移転	平成31年2月末日																																																													
II期設計期間	平成28年10月～II期建設工事着工日前日※2																																																													
II期建設期間	平成32年4月～平成34年2月																																																													
II期所有権移転	平成34年2月末日																																																													
施設の維持管理・運営	平成31年3月～平成49年3月																																																													
I期維持管理開始日	平成31年3月																																																													
I期供用開始日(前期課程開講日)	平成31年4月																																																													
II期維持管理業務開始日	平成34年3月																																																													
II期供用開始日(後期課程開講日)	平成34年4月																																																													

No.	頁	項目	修正前	修正後																						
2	22	別紙1	<p>1 サービス対価の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用項目</th> <th>支払の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設計・建設業務の対価</td> <td>A 「設計業務」及び「Ⅰ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)等の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工費、建築工事、設備工事、外構工事)</td> </tr> <tr> <td>B 「Ⅱ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工事、建築工事、設備工事、外構工事)</td> </tr> <tr> <td>C 「設計業務」及び「Ⅰ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Aを除いた割賦支払分 ①設計業務、Ⅰ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利</td> </tr> <tr> <td>D 「Ⅱ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Bを除いた割賦支払分 ①Ⅱ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Bを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">営業・維持管理・運</td> <td>E 「維持管理業務(修繕・更新業務を除く)」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等</td> </tr> <tr> <td>F 「修繕・更新業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等</td> </tr> <tr> <td>G 「運営業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等</td> </tr> </tbody> </table>	費用項目	支払の対象	設計・建設業務の対価	A 「設計業務」及び「Ⅰ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)等の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工費、建築工事、設備工事、外構工事)	B 「Ⅱ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工事、建築工事、設備工事、外構工事)	C 「設計業務」及び「Ⅰ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Aを除いた割賦支払分 ①設計業務、Ⅰ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利	D 「Ⅱ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Bを除いた割賦支払分 ①Ⅱ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Bを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利	営業・維持管理・運	E 「維持管理業務(修繕・更新業務を除く)」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等	F 「修繕・更新業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等	G 「運営業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等	<p>1 サービス対価の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用項目</th> <th>支払の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設計・建設業務の対価</td> <td>A (削除)「Ⅰ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)等の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工費、建築工事、設備工事、外構工事)</td> </tr> <tr> <td>B 「Ⅱ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工事、建築工事、設備工事、外構工事)</td> </tr> <tr> <td>C 「Ⅰ期設計業務」及び「Ⅰ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Aを除いた割賦支払分 ①Ⅰ期設計業務、Ⅰ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利</td> </tr> <tr> <td>D 「Ⅱ期設計業務」及び「Ⅱ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Bを除いた割賦支払分 ①Ⅱ期設計業務、Ⅱ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Bを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">営業・維持管理・運</td> <td>E 「維持管理業務(修繕・更新業務を除く)」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等</td> </tr> <tr> <td>F 「修繕・更新業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料(削除) 等</td> </tr> <tr> <td>G 「運営業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料(削除) 等</td> </tr> </tbody> </table>	費用項目	支払の対象	設計・建設業務の対価	A (削除)「Ⅰ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)等の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工費、建築工事、設備工事、外構工事)	B 「Ⅱ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工事、建築工事、設備工事、外構工事)	C 「Ⅰ期設計業務」及び「Ⅰ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Aを除いた割賦支払分 ①Ⅰ期設計業務、Ⅰ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利	D 「Ⅱ期設計業務」及び「Ⅱ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Bを除いた割賦支払分 ①Ⅱ期設計業務、Ⅱ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Bを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利	営業・維持管理・運	E 「維持管理業務(修繕・更新業務を除く)」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等	F 「修繕・更新業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料(削除) 等	G 「運営業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料(削除) 等
費用項目	支払の対象																									
設計・建設業務の対価	A 「設計業務」及び「Ⅰ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)等の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工費、建築工事、設備工事、外構工事)																									
	B 「Ⅱ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工事、建築工事、設備工事、外構工事)																									
	C 「設計業務」及び「Ⅰ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Aを除いた割賦支払分 ①設計業務、Ⅰ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利																									
	D 「Ⅱ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Bを除いた割賦支払分 ①Ⅱ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Bを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利																									
営業・維持管理・運	E 「維持管理業務(修繕・更新業務を除く)」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等																									
	F 「修繕・更新業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等																									
	G 「運営業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等																									
費用項目	支払の対象																									
設計・建設業務の対価	A (削除)「Ⅰ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)等の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工費、建築工事、設備工事、外構工事)																									
	B 「Ⅱ期建設業務」に係る一括支払分 (1)公立学校施設整備費負担金(文部科学省)の対象となる額 (2)起債対象となる建設業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去工事、建築工事、設備工事、外構工事)																									
	C 「Ⅰ期設計業務」及び「Ⅰ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Aを除いた割賦支払分 ①Ⅰ期設計業務、Ⅰ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利																									
	D 「Ⅱ期設計業務」及び「Ⅱ期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Bを除いた割賦支払分 ①Ⅱ期設計業務、Ⅱ期建設業務に係る費用のうち、サービス対価Bを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ③引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等 ⑤割賦金利																									
営業・維持管理・運	E 「維持管理業務(修繕・更新業務を除く)」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料、SPC経費 等																									
	F 「修繕・更新業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料(削除) 等																									
	G 「運営業務」に係る費用 ・人件費、消耗品費、保険料(削除) 等																									

No.	頁	項目	修正前	修正後
3	23	別紙1 2 (1)	(1) サービス対価Aの算定方法 サービス対価Aは以下の算定式より算定すること。 なお、補助単価については、平成 27 年度の「公立学校施設整備費負担金(文部科学省)等」の算定方法に基づくものであり、実際に支払う額は、平成 30 年度の「公立学校施設整備費負担金(文部科学省)等」の算定方法に基づいて算定した額となる。負担金等分及び起債支払分の変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行なうこと。	(1) サービス対価Aの算定方法 サービス対価Aは以下の算定式より算定すること。 ただし、本算定による金額は、消費税等分を含む金額となるため、「様式集 様式 4-2_入札価格内訳書」においては、支払い時期における消費税等の率である 10%分を割引くこと(算定式により算定した金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること)。 なお、 補助単価及び基準面積の変動に係るリスクは市の負担とする。
4	24	別紙1 2 (2)	(2) サービス対価Bの算定方法 サービス対価Bは以下の算定式より算定すること。 なお、補助単価については、平成 27 年度の「公立学校施設整備費負担金(文部科学省)」の算定方法に基づくものであり、実際に支払う額は、平成 33 年度の「公立学校施設整備費負担金(文部科学省)」の算定方法に基づいて算定した額となる。負担金分及び起債支払分の変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行なうこと。	(2) サービス対価Bの算定方法 サービス対価Bは以下の算定式より算定すること。 ただし、本算定による金額は、消費税等分を含む金額となるため、「様式集 様式 4-2_入札価格内訳書」においては、支払い時期における消費税等の率である 10%分を割引くこと(算定式により算定した金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること)。 なお、 補助単価及び基準面積の変動に係るリスクは市の負担とする。
5	27	別紙1 2 (3)	(3) サービス対価Cの算定方法 サービス対価Cは、「設計業務」及び「I 期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Aを除いた額を I 期供用開始後 15 年間で返済期間とする元利均等償還方式で算出される割賦元金と割賦金利の合計とする。	(3) サービス対価Cの算定方法 サービス対価Cは、「 I 期設計業務 」及び「 I 期建設業務 」に係る対価のうち、サービス対価Aを除いた額を I 期供用開始後 15 年間で返済期間とする元利均等償還方式で算出される割賦元金と割賦金利の合計とする。
6	27	別紙1 2 (4)	(4) サービス対価Dの算定方法 サービス対価Dは、「II 期建設業務」に係る対価のうち、サービス対価Bを除いた額を II 期供用開始後 15 年間で返済期間とする元利均等償還方式で算出される割賦元金と割賦金利の合計とする。	(4) サービス対価Dの算定方法 サービス対価Dは、「 II 期設計業務 」及び「 II 期建設業務 」に係る対価のうち、サービス対価Bを除いた額を II 期供用開始後 15 年間で返済期間とする元利均等償還方式で算出される割賦元金と割賦金利の合計とする。
7	29	別紙2 2	2 サービス対価の構成 No.2 の修正と同様。	

No.	頁	項目	修正前	修正後																										
8	30	別紙2 3	<p>3 サービス対価の支払方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用項目</th> <th>明細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">サービス対価</td> <td>維持管理・運営業務の対価</td> <td>E</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に市にサービス対価Eの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Eを支払う。 第1回支払時期は、平成30年度第4四半期終了後の請求からとし、計73回に分けて支払う。 ただし、第1回の支払は、他の支払回(第2回～第12回)における金額の30/90を乗じた額とする。また、第13回の支払は、I期維持管理業務に係る各回(第2回～第12回)に第14回目以降に加算される金額の30/90を乗じた額を加算した額とする。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>F</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に市にサービス対価Fの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Fを支払う。 支払時期は、事業者の提案によるものとする。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>G</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に市にサービス対価Gの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Gを支払う。 第1回支払時期は、平成31年度第1四半期終了後の請求からとし、計72回に分けて支払う。 </td> </tr> </tbody> </table>	費用項目		明細	サービス対価	維持管理・運営業務の対価	E	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に市にサービス対価Eの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Eを支払う。 第1回支払時期は、平成30年度第4四半期終了後の請求からとし、計73回に分けて支払う。 ただし、第1回の支払は、他の支払回(第2回～第12回)における金額の30/90を乗じた額とする。また、第13回の支払は、I期維持管理業務に係る各回(第2回～第12回)に第14回目以降に加算される金額の30/90を乗じた額を加算した額とする。 		F	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に市にサービス対価Fの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Fを支払う。 支払時期は、事業者の提案によるものとする。 		G	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に市にサービス対価Gの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Gを支払う。 第1回支払時期は、平成31年度第1四半期終了後の請求からとし、計72回に分けて支払う。 	<p>3 サービス対価の支払方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用項目</th> <th>明細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">サービス対価</td> <td>維持管理・運営業務の対価</td> <td>E</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後、四半期報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Eの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Eを支払う。 第1回支払時期は、平成30年度第4四半期終了後の請求からとし、計73回に分けて支払う。 ただし、第1回の支払は、他の支払回(第2回～第12回)における金額の30/90を乗じた額とする。また、第13回の支払は、I期維持管理業務に係る各回(第2回～第12回)に第14回目以降に加算される金額の30/90を乗じた額を加算した額とする。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>F</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度(削除)終了後、年次報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Fの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Fを支払う。 支払時期は、事業者の提案によるものとする。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>G</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後、四半期報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Gの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Gを支払う。 第1回支払時期は、平成31年度第1四半期終了後の請求からとし、計72回に分けて支払う。 </td> </tr> </tbody> </table>	費用項目		明細	サービス対価	維持管理・運営業務の対価	E	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後、四半期報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Eの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Eを支払う。 第1回支払時期は、平成30年度第4四半期終了後の請求からとし、計73回に分けて支払う。 ただし、第1回の支払は、他の支払回(第2回～第12回)における金額の30/90を乗じた額とする。また、第13回の支払は、I期維持管理業務に係る各回(第2回～第12回)に第14回目以降に加算される金額の30/90を乗じた額を加算した額とする。 		F	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度(削除)終了後、年次報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Fの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Fを支払う。 支払時期は、事業者の提案によるものとする。 		G	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後、四半期報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Gの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Gを支払う。 第1回支払時期は、平成31年度第1四半期終了後の請求からとし、計72回に分けて支払う。
費用項目		明細																												
サービス対価	維持管理・運営業務の対価	E	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に市にサービス対価Eの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Eを支払う。 第1回支払時期は、平成30年度第4四半期終了後の請求からとし、計73回に分けて支払う。 ただし、第1回の支払は、他の支払回(第2回～第12回)における金額の30/90を乗じた額とする。また、第13回の支払は、I期維持管理業務に係る各回(第2回～第12回)に第14回目以降に加算される金額の30/90を乗じた額を加算した額とする。 																											
		F	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に市にサービス対価Fの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Fを支払う。 支払時期は、事業者の提案によるものとする。 																											
		G	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に市にサービス対価Gの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Gを支払う。 第1回支払時期は、平成31年度第1四半期終了後の請求からとし、計72回に分けて支払う。 																											
費用項目		明細																												
サービス対価	維持管理・運営業務の対価	E	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後、四半期報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Eの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Eを支払う。 第1回支払時期は、平成30年度第4四半期終了後の請求からとし、計73回に分けて支払う。 ただし、第1回の支払は、他の支払回(第2回～第12回)における金額の30/90を乗じた額とする。また、第13回の支払は、I期維持管理業務に係る各回(第2回～第12回)に第14回目以降に加算される金額の30/90を乗じた額を加算した額とする。 																											
		F	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度(削除)終了後、年次報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Fの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Fを支払う。 支払時期は、事業者の提案によるものとする。 																											
		G	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後、四半期報告書を市へ提出し、市の確認・評価を受けた後30日以内に市にサービス対価Gの請求書を提出する。 市は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Gを支払う。 第1回支払時期は、平成31年度第1四半期終了後の請求からとし、計72回に分けて支払う。 																											
9	33	別紙2 4 (2) イ	<p>イ 維持管理・運営業務に係る対価の改定(サービス対価E～G)</p> <p>サービス対価E、F及びGについて、以下のとおり物価変動に基づいて変動させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。</p> <p>初回の改定の計算は、平成30年度に行い、サービス対価E、F及びGの平成31年度第1四半期終了後から適用する。</p>	<p>イ 維持管理・運営業務に係る対価の改定(サービス対価E～G)</p> <p>サービス対価E、F及びGについて、以下のとおり物価変動に基づいて変動させるものとする。改定計算は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。</p> <p>初回の改定の計算は、平成30年度に行い(平成28年度(前々年度)と平成29年度(前年度)の指標により改定率を計算)、サービス対価E、F及びGの平成31年度第1四半期終了後から適用する。</p>																										
10	34	別紙2 4 (2) イ (イ)	<p>(イ) サービス対価E、F及びGの物価変動による改定の計算式</p> $\text{改定率} = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値}}$	<p>(イ) サービス対価E、F及びGの物価変動による改定の計算式</p> $\text{改定率} = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{前回改定時の前年度の物価指数の年度平均値}}$																										

■要求水準書及び要求水準書資料

No.	頁	項目	修正前	修正後
1	5	第1 6	6 本事業のスケジュール 入札説明書 No.2 の修正と同様。	
2	36	第5 1	1 業務期間 維持管理業務及び運營業務期間は、本施設の引渡し日より、事業期間終了までとする。	1 業務期間 維持管理業務及び運營業務期間は、本施設の引渡し日の翌日より、事業期間終了までとする。
3	37	第5 5 (3)	5 業務報告書 (3)業務報告書の記載内容は以下のとおりとする。 ア 落札者が本事業を実施するために設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)の経営、経理に関する事項及び計算書類 イ 維持管理業務に関する事項 ウ 修繕・更新業務に関する事項 エ 運營業務に関する事項(給食調理業務報告書)	5 業務報告書 (3)業務報告書の記載内容は以下のとおりとする。 (削除) ア 維持管理業務に関する事項 イ 修繕・更新業務に関する事項 ウ 運營業務に関する事項(給食調理業務報告書)
4	40	第5 12 (1)	(1) 災害事前対応 災害事前対応は、学校施設及び学校敷地に対する対策等とするが、災害の発生、事後対応は隣接地、近隣の状況も踏まえた適切な判断・対応を実施すること。	(1) 災害事前対応 災害事前対応は、学校施設及び学校敷地に対する対策等とするが、災害の発生、事後対応は市の災害対応に協力すること。
5	42	第6 1 (3)	(3) 業務時間 業務期間は本施設の引渡し日より、事業期間終了までとする。業務時間は、学校教育に支障がないよう、市と協議した上で、適切に設定すること。	(3) 業務時間 業務期間は本施設の引渡し日の翌日より、事業期間終了までとする。業務時間は、学校教育に支障がないよう、市と協議した上で、適切に設定すること。
6	49	第6 10 (2) エ ⑧	⑧窓口・電話対応業務 事務室での入学関係受付など臨時的なものを含む窓口一般	⑧窓口・電話対応業務 事務室での入学関係受付など臨時的なものを含む窓口一般業務の補助

No.	頁	項目	修正前	修正後																										
7	55	第7 2 (4) キ	キ 給食提供準備業務 事業者は、給食提供開始日より直ちに円滑な運営を実施するため、施設引渡し日から給食提供開始日の間に、必要となる人員の配置、教育訓練、業務計画・マニュアルの策定等、準備業務を実施すること。	キ 給食提供準備業務 事業者は、給食提供開始日より直ちに円滑な運営を実施するため、施設引渡し日の翌日から給食提供開始日の間に、必要となる人員の配置、教育訓練、業務計画・マニュアルの策定等、準備業務を実施すること。																										
8	62	第8 5 (1)	5 自動販売機運営の要求水準 (1)自動販売機の設置台数(2 台以上)、設置場所は事業者の提案に委ねるものとするが、市と協議のうえ、決定すること。	5 自動販売機運営の要求水準 (1)自動販売機の設置台数(平成 32 年度及び 33 年度については 1 台以上、平成 31 年度及び平成 34 年度以降は 2 台以上)、設置場所は事業者の提案に委ねるものとするが、市と協議のうえ、決定すること。																										
9	1	資料 4 諸室諸 元表	前期校舎 特別教室 第 1 理科室 特記事項 ※安全装置として、消火器・防火用毛布・ドラフト(ドラフトチャンバー)・非常用シャワー・応急用具・洗眼場所を設置する。	前期校舎 特別教室 第 1 理科室 特記事項 (削除)																										
10	1	資料 4 諸室諸 元表	前期校舎 特別教室 技術科室 特記事項 ※敷地内に農園や温室などの施設を設置する。	前期校舎 特別教室 技術科室 特記事項 (削除)																										
11	4	資料 4 諸室諸 元表	後期校舎 共用部 廊下 機械 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="3">機械</th> </tr> <tr> <th>水道設備</th> <th>空調設備</th> <th>換気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用部</td> <td>廊下</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	分類	室名	機械			水道設備	空調設備	換気設備	共用部	廊下		○	○	後期校舎 共用部 廊下 機械 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="3">機械</th> </tr> <tr> <th>水道設備</th> <th>空調設備</th> <th>換気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用部</td> <td>廊下</td> <td>○</td> <td>(削除)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	分類	室名	機械			水道設備	空調設備	換気設備	共用部	廊下	○	(削除)	○
分類	室名	機械																												
		水道設備	空調設備	換気設備																										
共用部	廊下		○	○																										
分類	室名	機械																												
		水道設備	空調設備	換気設備																										
共用部	廊下	○	(削除)	○																										
12	3	資料 12 什器備 品等一 覧表	理科準備室 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>品名</th> <th>必要個数</th> <th>新規</th> <th>移設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理科準備室</td> <td>ドラフトヤンバー</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室名	品名	必要個数	新規	移設	理科準備室	ドラフトヤンバー	1	1		理科準備室 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>品名</th> <th>必要個数</th> <th>新規</th> <th>移設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理科準備室</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室名	品名	必要個数	新規	移設	理科準備室	(削除)	(削除)	(削除)							
室名	品名	必要個数	新規	移設																										
理科準備室	ドラフトヤンバー	1	1																											
室名	品名	必要個数	新規	移設																										
理科準備室	(削除)	(削除)	(削除)																											

No.	頁	項目	修正前	修正後																																																																					
13		資料 16 情報端末機器 ・システム	(その1 共通機器) 前期校舎 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>品名</td> <td>プロジェクター</td> <td>スクリーン</td> <td>デスクトップパソコン①</td> <td>デスクトップパソコン②</td> <td>デスクトップパソコン③</td> <td>ノートパソコン①</td> <td>ノートパソコン②</td> <td>プリンタ①</td> <td>プリンタ②</td> <td>コピー機</td> </tr> <tr> <td>諸室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンピュータ室</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>42</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	品名	プロジェクター	スクリーン	デスクトップパソコン①	デスクトップパソコン②	デスクトップパソコン③	ノートパソコン①	ノートパソコン②	プリンタ①	プリンタ②	コピー機	諸室名											コンピュータ室			1	42		1		1	1		(その1 共通機器) 前期校舎 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>品名</td> <td>プロジェクター</td> <td>スクリーン</td> <td>デスクトップパソコン①</td> <td>デスクトップパソコン②</td> <td>デスクトップパソコン③</td> <td>ノートパソコン①</td> <td>ノートパソコン②</td> <td>ノートパソコン③</td> <td>プリンタ①</td> <td>プリンタ②</td> <td>コピー機</td> </tr> <tr> <td>諸室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンピュータ室</td> <td></td> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>43</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	品名	プロジェクター	スクリーン	デスクトップパソコン①	デスクトップパソコン②	デスクトップパソコン③	ノートパソコン①	ノートパソコン②	ノートパソコン③	プリンタ①	プリンタ②	コピー機	諸室名												コンピュータ室			(削除)	(削除)		1		43	1	1	
品名	プロジェクター	スクリーン	デスクトップパソコン①	デスクトップパソコン②	デスクトップパソコン③	ノートパソコン①	ノートパソコン②	プリンタ①	プリンタ②	コピー機																																																															
諸室名																																																																									
コンピュータ室			1	42		1		1	1																																																																
品名	プロジェクター	スクリーン	デスクトップパソコン①	デスクトップパソコン②	デスクトップパソコン③	ノートパソコン①	ノートパソコン②	ノートパソコン③	プリンタ①	プリンタ②	コピー機																																																														
諸室名																																																																									
コンピュータ室			(削除)	(削除)		1		43	1	1																																																															
14		資料 16 情報端末機器 ・システム	(その1 共通機器) 後期校舎 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>品名</td> <td>プロジェクター</td> <td>スクリーン</td> <td>デスクトップパソコン①</td> <td>デスクトップパソコン②</td> <td>デスクトップパソコン③</td> <td>ノートパソコン①</td> <td>ノートパソコン②</td> <td>プリンタ①</td> <td>プリンタ②</td> <td>コピー機</td> </tr> <tr> <td>諸室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンピュータ室</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>42</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	品名	プロジェクター	スクリーン	デスクトップパソコン①	デスクトップパソコン②	デスクトップパソコン③	ノートパソコン①	ノートパソコン②	プリンタ①	プリンタ②	コピー機	諸室名											コンピュータ室			1	42		1		1	1		(その1 共通機器) 後期校舎 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>品名</td> <td>プロジェクター</td> <td>スクリーン</td> <td>デスクトップパソコン①</td> <td>デスクトップパソコン②</td> <td>デスクトップパソコン③</td> <td>ノートパソコン①</td> <td>ノートパソコン②</td> <td>ノートパソコン③</td> <td>プリンタ①</td> <td>プリンタ②</td> <td>コピー機</td> </tr> <tr> <td>諸室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンピュータ室</td> <td></td> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>43</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	品名	プロジェクター	スクリーン	デスクトップパソコン①	デスクトップパソコン②	デスクトップパソコン③	ノートパソコン①	ノートパソコン②	ノートパソコン③	プリンタ①	プリンタ②	コピー機	諸室名												コンピュータ室			(削除)	(削除)		1		43	1	1	
品名	プロジェクター	スクリーン	デスクトップパソコン①	デスクトップパソコン②	デスクトップパソコン③	ノートパソコン①	ノートパソコン②	プリンタ①	プリンタ②	コピー機																																																															
諸室名																																																																									
コンピュータ室			1	42		1		1	1																																																																
品名	プロジェクター	スクリーン	デスクトップパソコン①	デスクトップパソコン②	デスクトップパソコン③	ノートパソコン①	ノートパソコン②	ノートパソコン③	プリンタ①	プリンタ②	コピー機																																																														
諸室名																																																																									
コンピュータ室			(削除)	(削除)		1		43	1	1																																																															

No.	頁	項目	修正前	修正後														
15		資料 16 情報端末 機器 ・シス テム	(その3仕様一覧) <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>仕様(参考機種)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノートパソコン①</td> <td>ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Microsoft Office 2013 Professional Windows2012 Server Device CAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並</td> </tr> <tr> <td>ノートパソコン②</td> <td>ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Microsoft Office 2013 Standard Windows2012 Server Device CAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並</td> </tr> </tbody> </table>	品名	仕様(参考機種)	ノートパソコン①	ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Microsoft Office 2013 Professional Windows2012 Server Device CAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並	ノートパソコン②	ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Microsoft Office 2013 Standard Windows2012 Server Device CAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並	(その3仕様一覧) <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>仕様(参考機種)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノートパソコン①</td> <td>ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) アンチグレア処理ペン 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Office2013 Professional WindowsServer2012 DeviceCAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並</td> </tr> <tr> <td>ノートパソコン②</td> <td>ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) アンチグレア処理ペン 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Office2013 Standard WindowsServer2012 DeviceCAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並</td> </tr> <tr> <td>ノートパソコン③</td> <td>ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) アンチグレア処理ペン 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー 光学ドライブ DVD-ROM(厚型) Office2013 professional WindowsServer2012 DeviceCAL 瞬快 並 ホームページ・ビルダー19 JI-Education キーボードマスター6 PhotoShop & Premiere Elements 13 Optimal BIZ</td> </tr> </tbody> </table>	品名	仕様(参考機種)	ノートパソコン①	ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) アンチグレア処理ペン 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Office2013 Professional WindowsServer2012 DeviceCAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並	ノートパソコン②	ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) アンチグレア処理ペン 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Office2013 Standard WindowsServer2012 DeviceCAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並	ノートパソコン③	ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) アンチグレア処理ペン 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー 光学ドライブ DVD-ROM(厚型) Office2013 professional WindowsServer2012 DeviceCAL 瞬快 並 ホームページ・ビルダー19 JI-Education キーボードマスター6 PhotoShop & Premiere Elements 13 Optimal BIZ
品名	仕様(参考機種)																	
ノートパソコン①	ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Microsoft Office 2013 Professional Windows2012 Server Device CAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並																	
ノートパソコン②	ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Microsoft Office 2013 Standard Windows2012 Server Device CAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並																	
品名	仕様(参考機種)																	
ノートパソコン①	ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) アンチグレア処理ペン 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Office2013 Professional WindowsServer2012 DeviceCAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並																	
ノートパソコン②	ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) アンチグレア処理ペン 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー Office2013 Standard WindowsServer2012 DeviceCAL Symantec Ghost Solution Suite 瞬快 並																	
ノートパソコン③	ARROWS Tab Q775/K Windows8.1 Pro (64bit) アンチグレア処理ペン 光学式マウス セキュリティチップ キーボードドッキングステーション セキュリティワイヤー 光学ドライブ DVD-ROM(厚型) Office2013 professional WindowsServer2012 DeviceCAL 瞬快 並 ホームページ・ビルダー19 JI-Education キーボードマスター6 PhotoShop & Premiere Elements 13 Optimal BIZ																	